

○交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則

昭和29年7月1日
公安委員会告示第11号

(設置)

第1条 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第5項及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月山口県条例第27号）第3条の規定に基づき、山口県警察の管轄区域内に置かれた警察署の下部組織として交番その他の派出所及び駐在所を設置する。

(名称、位置及び所管内)

第2条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区は、山口県公安委員会告示をもって告示する。